



## もっとベジ食べるプロジェクト・おいしく減らソルトプロジェクト 申込書

令和5年 6月 15日

(宛先) 白井市長

申込者 店 舗 名 なし坊食品マーケット  
代表者氏名 白井 太郎

当店（社）は、「もっとベジ食べるプロジェクト」及び「おいしく減らソルトプロジェクト」の趣旨に賛同し、プロジェクトの登録基準を満たし、実施要領第7条の協賛店の役割を遵守する店舗として、下記のとおり登録を申し込みます。

記

店舗名称	なし坊食品マーケット		
店舗所在地	〒270-1492 白井市復1123		
連絡先	電話番号	047-497-3494	
	FAX番号	047-492-3033	
	メールアドレス	kenkou@city.shiroyi.chiba.jp	
業種 ※該当するもの全ての口に✓を記入	<input checked="" type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> その他（ ）		
営業時間	10時 00分 ~ 21時 00分 その他（ ）		
定休日	年末年始（12月31日～1月2日まで）		
駐車場	無 ・ <input checked="" type="radio"/> （ 70 台）		
お店からのPR (ホームページ掲載用) ※60文字程度	千葉県や白井産の新鮮野菜の販売をはじめ、野菜たっぷりの弁当、サラダ、減塩商品など健康的な食品を数多く取り揃えています。当店自慢の煮物の惣菜は、だしや減塩調味料で減塩しており、皆様の健康をお手伝いします。		

裏面へつづく→

【健康課使用欄】	登録番号：	登録年月日：	年 月 日
	該当区分：	1. もっとベジ食べるプロジェクト 2. おいしく減らソルトプロジェクト	

## < 1. もっとベジ食べるプロジェクト >

どちらか一方のみのプロジェクトの申込も可能です。

<p><b>登録基準 (必須)</b></p> <p>※①～③のすべての□に ✓で登録可能</p> <p>※①販売内容、②・③の設置 可能物品に○を記入</p>	<p>☑① 野菜及び野菜を使用した商品を販売している (販売内容: <u>野菜</u>、<u>カット野菜</u>、<u>サラダ</u>、<u>惣菜</u>、<u>冷凍野菜</u>、<u>野菜たっぷり弁当</u>、<u>その他</u>)</p> <p>☑② 市が提供する野菜摂取を促すポップを1-①の売り場設置することができる (設置可能物品: <u>ポップ</u>、<u>スイングポップ</u>)</p> <p>☑③ 市が提供する野菜摂取を促す啓発物を1-①の売り場または情報コーナーなど、店舗内に設置することができる (設置可能物品: 商品PRポスター、<u>ポスター</u>、<u>リーフレット</u>、<u>レシピ</u>)</p>
<p><b>その他の取り組み (任意)</b></p> <p>※④～⑧のうち該当する すべての□に✓を記入</p> <p>任意項目の欄は、 該当する場合のみ 記入してください。 ④～⑧の取り組み は、ホームページ に掲載されます。</p>	<p>☑④ 1皿分 (70g以上) の野菜を使用したサラダ・惣菜などを提供している</p> <p>☑⑤ 1食分 (120g以上) の野菜を使用した弁当などを提供している</p> <p>□⑥ 市広報やホームページに掲載可能な野菜たっぷりレシピ (70g以上) がある</p> <p>☑⑦ 地産地消 (白井産・千葉県産の野菜等の取扱い) をしている</p> <p>☑⑧ その他、野菜摂取向上や食育に関する取り組みをしている</p> <p>内容:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>野菜売り場に、野菜のおいしい食べ方や効能などのポップを掲示。</li> <li>8月31日をやさいの日とし、冷凍野菜の半額キャンペーンを実施。</li> </ul>

## < 2. おいしく減らソルトプロジェクト >

<p><b>登録基準 (必須)</b></p> <p>※①～③のすべての□に ✓で登録可能</p> <p>※①販売内容、②・③の設置 可能物品に○を記入</p>	<p>☑① 減塩商品及び減塩に効果的な食品を販売している (販売内容: 減塩商品・<u>減塩の塩</u>・<u>醤油</u>・<u>みそ</u>・<u>スープ</u>・<u>惣菜</u>、<u>弁当</u>、<u>その他</u> 減塩に効果的な食品・<u>香辛料</u>、<u>だし</u>、<u>香味野菜</u>、<u>ハーブ</u>、<u>その他</u>)</p> <p>☑② 市が提供する減塩を促すポップを2-①の売り場設置することができる (設置可能物品: <u>ポップ</u>、<u>スイングポップ</u>)</p> <p>☑③ 市が提供する減塩を促す啓発物を2-①の売り場または情報コーナーなど、店舗内に設置することができる (設置可能物品: 商品PRポスター、<u>ポスター</u>、<u>リーフレット</u>、<u>レシピ</u>)</p>
<p><b>その他の取り組み (任意)</b></p> <p>※④～⑦のうち該当する すべての□に✓を記入</p> <p>任意項目の欄は、 該当する場合のみ 記入してください。 ④～⑦の取り組み は、ホームページ に掲載されます。</p>	<p>☑④ 1人分 (1品) の食塩相当量が、1.2g以下の惣菜などを提供している</p> <p>□⑤ 1食分の食塩相当量が、3g以下の減塩弁当を提供している</p> <p>□⑥ 市広報やホームページに掲載可能な減塩レシピ (1.2g以下) がある</p> <p>☑⑦ その他、減塩や食育に関する取り組みをしている</p> <p>内容:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減塩コーナーを設け、減塩醤油を使った減塩惣菜を提供。(通年4～6種類)</li> <li>惣菜コーナーに設置するパック醤油の減塩版を提供。</li> </ul>

本プロジェクトの申し込みに係る留意事項

- (1) 申込書の記載内容については、市の広報やホームページで公開し、市民へ周知いたします。
- (2) 申込書の記載内容については、本事業に関することのみを使用いたします。
- (3) 申込みに係る書類等は返却いたしません。